

2013 年 7 月 24 日

東京都教育委員会委員長 木村孟 様 教育長 比留間秀人様

教育委員 内館牧子様 竹花豊様 乙武洋匡様 山口香様

1 文を添えて 東京都知事 猪瀬直樹様

計 7 通 送付

国際婦人年連絡会 世話人

橋本 葉子

實生 律子

山口みつ子

## 東京都教育委員会による特定の教科書排除の議決、執行の撤回要望書

国際婦人年連絡会は、全国組織 36 の女性団体が、「平等・開発・平和」の実現に向けて結集し、女性の地位向上、男女平等の実現をめざして活動している NGO です。

貴東京都教育委員会は、2013 年 6 月 27 日、実教出版の教科書『高校日本史 A』『高校日本史 B』において、「日の丸・君が代について、一部の自治体で公務員への強制の動きがある」とした記述を「都教育委員会の考え方と異なるものである」とし、この 2 つの教科書を「都立高等学校等において使用することは適切ではない」とする「見解」を都立学校長宛に通知したと報道されています（6 月 27 日「東京新聞」夕刊）。さらに「指摘した教科書を選定した場合は、最終的に都教委が不採択とすることもありうる」と付記までして、この教科書を選定しないよう強要しました（6 月 27 日「毎日新聞」夕刊）。同日の教育委員会では教育庁指導部が提案した「見解」への質疑・応答もなく議決されたことが報道されています（6 月 27 日「東京新聞」夕刊）。

昨年の教科書採択でも「指導」を名目に、実教出版『高校日本史 A』を採択しないよう圧力をかけましたが、今年は各学校での教科書採択を前に、「見解」として、教科書発行者と教科書名を特定し、その排除を公然と要求してきたのです。

実教出版の『高校日本史 A』『高校日本史 B』は女性の人権、「慰安婦」問題、平和の問題など丁寧に記述された教科書です。こうした教科書が排除されることは男女平等や平和の課題に取り組む私達の団体にとって見過ごすことはできません。

以下の諸点で、東京都教育委員会の「見解」は権限を越えた不法・不当な行為です。

- (1) 本来、教科書の選定は、学校の教育課程編成権に属するものです。今回の行為は、カリキュラム編成権への公権力の介入という教育基本法第 16 条で禁止している行政の不当な支配にあたります。
- (2) 文部科学省の「検定済み」という見解さえ否定することになります。
- (3) 教科書会社の教科書市場における正当な販売活動、出版活動を妨害するものです。
- (4) 教科書に於ける記述は行政の意のままにしか書けないとなると教科書執筆者に対し、憲法が保障する言論・出版の自由、学問の自由に対する重大な違反の行為となります。

従って、私ども国際婦人年連絡会は、下記の通り、東京都教育委員会が都立高校生および都立高校に対して責任ある対応を行うことを求めます。

### 記

1. 特定教科書排除の「見解」を撤回すること
1. 教科書採択は「学校の教育課程編成権に属する」ことを徹底すること